

人事訴訟・家事事件（２）

（前注）本部会資料では、特段の断りがない限り、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４８号）による改正後の民事訴訟法を指して、「民訴法」との用語を用いることとしている。

第１ 人事訴訟

１ インターネットを用いてする申立て等

（１）インターネットを用いてする申立て等の可否

人事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）について、民訴法第１３２条の１０の規定を適用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとするので、どうか。

（説明）

人事訴訟に関する手続における申立て等について、民事訴訟の手続と同様に、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることを可能とすることについては、第３回会議において、異論はみられなかった。

（２）インターネットを用いてする申立て等の義務付け

人事訴訟に関する手続について、民訴法第１３２条の１１の規定を適用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた訴訟代理人等については、人事訴訟に関する手続においても、申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとするので、どうか。

（説明）

１ 委任を受けた訴訟代理人等（本文）

民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた訴訟代理人等について、人事訴訟に関する手続においても、インターネットを用いて申立て等をしなければならないものとするについては、第３回会議において、賛成する意見があった一方、異論はみられなかった。

2 本文で挙げた以外の者について

第3回会議では、行為能力の制限を受けた者につき裁判長が代理人に選任した弁護士がインターネットを用いて申立て等をしなければならないものとするかどうかについて、検討の必要性を指摘する意見があった。裁判長が訴訟代理人に選任した弁護士（人訴法第13条第2項及び第3項）は、裁判長が選任した者であり、当事者本人が選任する者ではないから、「委任を受けた訴訟代理人」に該当しないと整理が考えられる。また、学説上は、その法的性格は、法定代理人であるとする見解がある。そして、この整理を前提とすると、特段の規律を設けない限り、この選任された弁護士については、インターネットの利用が義務付けられない。そこで、別途、特段の規律を設けるか否かが問題となるが、法定代理人については民事訴訟法においてインターネットの利用が義務付けられていないこと等を踏まえると、法律上は、特段の規律を設けないことが考えられる。第3回会議でも、そのような特段の規律を設けることにつき、積極的な意見はみられなかった。

なお、家事事件についても、同様の検討が考えられる（家事法第23条参照、後記第2の1）。

2 提出書面等の電子化

(1) 提出書面等の電子化

人事訴訟に関する手続において裁判所に提出された書面等及び電磁的記録を記録した記録媒体（事実の調査に係る書面等及び記録媒体を含む。）について、民訴法第132条の12及び第132条の13の規定を適用し、次のような規律とすることで、どうか。

- ① 申立て等が書面により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項（民訴法第132条の12第1項各号に掲げられた事項を除く。）をファイル（裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル。以下同じ。）に記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、人事訴訟に関する手続において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項（民訴法第132条の13第1項各号に掲げられた事項を除く。）をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

(注) 人事訴訟に関する手続において、インターネットを用いてファイルに記録された電磁的記録について、民訴法第133条の2第5項及び第6項の規定を適用し、他の当事者の閲覧等が制限される当事者の住所等の事項及びその推知事項について、その内

容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録等から消去する措置その他の当該秘匿事項記載部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする
ことで、どうか。

(2) 事実の調査に係る提出書面等の電子化

事実の調査に係る提出書面等の電子化につき例外を設けることについて、次のいずれかの案によるものとする
ことについて、どのように考えるか。

【甲案】

事実の調査において裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項の閲覧等を行うことにより人訴法第35条第2項各号に掲げるおそれがあると認められる場合において、裁判所が必要があると認めるときは、当該事項をファイルに記録することを要しない。

【乙案】

事実の調査において裁判所に提出された書面等及び電磁的記録について、民訴法第132条の12及び第132条の13の規定する例外のほか、例外に関する規律を設けない。

(注) 甲案を採用する場合には、人事訴訟に関する手続において、インターネットを用いてファイルに記録された事実の調査に係る電磁的記録につき、閲覧等を行うことにより人訴法第35条第2項各号に掲げるおそれがあると認められる場合には、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録等から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする
ことで、どうか。

(説明)

1 提出書面等の電子化

(1) 提出書面等の電子化 (本文(1))

現行法の下では、人事訴訟の訴訟記録は、紙媒体で管理され、保管されている。

人事訴訟の訴訟記録を電子化するために本文(1)の規律を設けることについては、第3回会議において、異論はみられなかった。

また、人事訴訟の訴訟記録については、いわゆる事実の調査部分に係るものもあるが、この部分についても、同様の扱いとすることが考えられる (ただし、事実の調査に関する説明につき(説明)の後記2を、特段の例外を設けることの是非につき本文(2)を参照)。

なお、本文に記載している民訴法第132条の12第1項各号に掲げられた事項及び

民訴法第132条の13第1項各号に掲げられた事項とは、①第三者の閲覧等が制限される営業秘密のうち一定のもの、②秘匿決定を求める申立て（民訴法第133条）に際して届出がされた当事者の住所等の秘匿すべき事項、③他の当事者の閲覧等の制限の申出があった場合にその閲覧等が制限され得る当事者の住所等の事項及びその推知事項（民訴法第133条の2）であり、民事訴訟においては、これらは、紙媒体のままで保管することも許容され得るものとされている。

(2) 電磁的記録の書面化等（注）

民事訴訟では、インターネットを用いてファイルに記録された他の当事者の閲覧等が制限される当事者の住所等の事項及びその推知事項に係る電磁的記録につき、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録等から消去する措置その他の当該秘匿事項記載部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとしており（民訴法第133条の2第5項及び第6項）、人事訴訟でも、同様にすることが考えられる。

2 事実の調査に係る提出書面等の電子化（本文(2)及び（注））

人事訴訟では、親権者の指定や子の監護に関する処分、財産の分与に関する処分といった附帯処分につき事実の調査をすることができる。事実の調査とは、いわゆる厳格な証明である証拠調べとは異なるものであり、自由な証明による資料収集方法である。例えば、家庭裁判所調査官による調査（人訴法第34条）のほか、裁判所による審問（人訴法第33条第4項等）、官庁等に対する調査囑託や関係人の預金等に関する報告（人訴規則第21条）がある。この調査において、書面や紙媒体が裁判所に提出されることがある。

前記のとおり、民事訴訟の訴訟記録の電子化に関する規律を人事訴訟にも適用するとすると、民訴法上の秘匿制度の対象となり得る①秘匿決定を求める申立て（民訴法第133条）に際して届出がされた当事者の住所等の秘匿すべき事項、②他の当事者の閲覧等の制限の申出があった場合にその閲覧等が制限され得る当事者の住所等の事項及びその推知事項（民訴法第133条の2）については、紙媒体のままで保管することも許容され得る。

他方で、事実の調査に係る部分には、人訴法上、独自の閲覧等の制限に関する規定があり、これによって閲覧等の制限の対象となり得る事項については、別途、紙媒体のままで保管することも許容され得る規定を設けることが考えられる。

そこで、甲案を採用することが考えられる。また、甲案をとる場合には、インターネットを用いてファイルに記録された事実の調査に係る電磁的記録につき、閲覧等を行うことにより人訴法第35条第2項各号に掲げるおそれがあると認められる場合には、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録等から消去する措置その他の当該秘匿事項記載部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとすることが考えられる。

他方で、第3回会議においては、訴訟記録の電子化のメリットはオンラインによる閲覧等の便宜のみではなく、保管コストの削減等も考えられ、事実の調査に係る記録であって閲覧等の規律が異なるからといって、電子化について訴訟記録一般と異なる規律を設けるべきではないとの意見、訴訟記録の電子化を検討するに際して、事実調査部分に関する閲覧制限や安全管理のためのシステムが適切に構築されることは前提であり、それが可能であれば電子化の例外を設ける理由はないのではないかといった意見もあった。

そこで、乙案を採用することが考えられる。

3 裁判書等の電子化

(1) 裁判書・調書等の電子化

人事訴訟に関する手続において裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などについて、民訴法の規律を適用し、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとするので、どうか。

(2) 家庭裁判所調査官の報告書の電子化

家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果の書面による報告（人訴法第34条第3項参照）に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができるものとする規律を設けることとするので、どうか。

(説明)

1 裁判書・調書等（本文(1)）

人事訴訟手続において、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などにつき、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとするについて、第3回会議において、異論はみられなかった。

2 家庭裁判所調査官の報告書（本文(2)）

第3回会議においては、人事訴訟手続において、家庭裁判所調査官が事実の調査の結果を調査報告書によって報告する場合について（人訴法第34条第3項）、電磁的記録を作成するものとするにつき、当事者がより迅速に閲覧等を行うことができるようになるとの観点から、賛成する意見があった一方、異論はみられなかった。

本文(2)は、このような議論状況のほか、他方で、他の専門家等が裁判所に対し説明をしたり意見を述べたりする際に、電磁的記録による方法が認められるものも、書面による方

法を排除はしていないこと（例えば、民訴法第92条の2第2項及び第215条第2項、会社法第306条第5項）などを考慮し、現行法の方法に加えて、調査報告書を電磁的記録によって作成することを認めることを提案するものである。なお、仮に、書面や電磁的記録を記録した記録媒体によって調査報告書が作成・提出された場合を含め、その電子化（ファイルへの記録）については、前記2の規律によることとなる。

4 期日におけるウェブ会議・電話会議の利用

(1) 当事者の陳述を聴く審問期日におけるウェブ会議・電話会議の利用

事実の調査として当事者の陳述を聴く審問期日におけるウェブ会議・電話会議の利用について、次のいずれかの案によるものとするについて、どのように考えるか。

【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議の方法（裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法）によって、審問期日における手続を行うことができる。

【乙案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議の方法（裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法）によって、審問期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

(2) 参与員からの期日における意見聴取等

家庭裁判所は、人訴法第9条第1項の規定により参与員を審理又は和解の試みに立ち合わせる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、審理又は和解の試みにおいて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が参与員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、参与員の意見を聴くことができることとする。どうか。

(説明)

1 当事者の陳述を聴く審問期日におけるウェブ会議・電話会議の利用（本文(1)）

人事訴訟手続における審問期日（事実の調査として当事者や第三者の意見を聴くための審問の期日）におけるウェブ会議・電話会議の利用について、第3回会議においては、審問

期日の実施に関する実務の実情を踏まえ、現行法下での家事審判事件における審問期日と同様、ウェブ会議・電話会議の方法によりこれを行うことができる（家事法第54条参照）こととすべきであるとの意見があった。

他方で、裁判所が審問期日において心証をとる場合があることを前提に、ウェブ会議の利用は認めるとしても、電話会議の利用を認めないものとするべきであるとの意見があった。

そこで、電話会議とウェブ会議の双方の利用を認める甲案と、ウェブ会議の利用のみを認める乙案が考えられる。

甲案は、現行家事事件手続法下でも、審問の期日は電話会議を利用することができること、人訴法は、附帯処分等につき、厳格な証拠調べとは別に、柔軟な運用を図るために、自由な証明による資料収集方法としての事実の調査を認めているのであり、事実の調査としての審問期日の実施方法に証拠調べと同様の要件を課す理由がないこと、当事者に立会権があるといっても、それは不意打ち等を防止するものにすぎず、ウェブ会議の利用のみに限定する理由にならないこと等を理由とするものであると考えられる。

乙案は、当事者に立会権があることや、ここでの審問期日は、附帯処分等の裁判に当たって、裁判所が（証拠調べによらない方法で）心証をとる必要がある場合になされるものであり、争点整理よりも証拠調べに近い機能を有していること等を理由とするものであると考えられる。

なお、甲案及び乙案とは別に、乙案を前提としつつ、民訴法における参考人等の審尋と同様に、当事者双方に異議がないケースでは、電話会議を認める折衷的な案も考えられる。

また、第3回会議では、審問期日においてウェブ会議（又は電話会議）を利用する際には、証人尋問における証人のウェブ会議の利用の要件と同様に、その要件をより厳格なものとするべきとの指摘もあったが、附帯処分等につき、厳格な証拠調べとは別に、柔軟な運用を図るために、自由な証明による資料収集方法としての事実の調査を認めていることとの整合性をどのように考えるのかが問題となる。

なお、本文は、裁判所が事実の調査として当事者の陳述を聴く際の規律であるが、裁判所が事実の調査として当事者以外の第三者の陳述を聴くケースもある。このケースでも、ウェブ会議や電話会議の方法によることも考えられるが、事実の調査は無方式なものであり、人訴法においても、特段の規律を置いておらず、当事者の立会権もなく、基本的に、ウェブ会議や電話会議の利用を含めたその方法については、裁判所の判断に委ねられるものと解される。

2 参与員からの意見聴取等（本文(2)）

第3回会議では、家事事件において、参与員等が期日に立ち会って意見を述べるなどの行為（家事法第40条）をウェブ会議・電話会議を利用して行うことができるものとするということについても議論がされた（後記第2の4参照）。

人事訴訟手続においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、参与員を審理又は和解の試みに立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができるとされている（人訴法第9条第1項）。本文(2)は、家事事件の参与員からの期日における意見聴取等の議論を踏まえ、人事訴訟の審理及び和解の試みにおいて、ウェブ会議・電話会議により参与員からの意見聴取等を行うことを認めることについても検討するものである。

5 和解

人事訴訟に関する手続について、民訴法第267条第2項を適用し、和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した調書は、送達しなければならないものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

人事訴訟手続において、和解調書について当事者からの送達申請によらずに送達しなければならないものとするにつき、第3回会議において、特段の異論はみられなかった。

なお、郵便費用を手数料として定額化し、その額を低く設定することにも留意すべきとの指摘がみられた。

6 電子化した訴訟記録の閲覧等

(1) 電子化した訴訟記録（事実調査部分を除く。）の閲覧等

人事訴訟の電子化した訴訟記録（事実調査部分を除く。）の閲覧等に関し、民訴法第91条の2及び第91条の3の規定を適用し、次のような規律とすることで、どうか。

- ① 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電子化した訴訟記録の閲覧を請求することができる。
- ② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電子化した訴訟記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができる。

(注) 民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱における規律と同様に、電子化した訴訟記録の閲覧等に関し、最高裁判所規則において、次のような規律を設けることとすることで、どうか。

- ① 何人も、裁判所設置端末を用いた閲覧を請求することができる。
- ② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ③ 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をするこ

とができる。

(2) 事実の調査に係る部分の閲覧等

電子化した訴訟記録中事実の調査に係る部分の閲覧等の請求については、閲覧等の主体及び裁判所の許可に係る現行人訴法第35条の規律を基本的に維持し、次のような規律とすることで、どうか。

- ① 当事者は、裁判所が人訴法第35条第2項の規定により許可したときに限り、電子化した訴訟記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができる。
- ② 利害関係を疎明した第三者は、裁判所が人訴法第35条第3項の規定により許可したときに限り、電子化した訴訟記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができる。

(注1) 民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱における規律と同様に、電子化した事実の調査に係る部分の記録の閲覧等につき、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等の請求をすることができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(注2) 当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧等を行うことができる（(注1)②）ようにするための閲覧等の許可の在り方として、例えば、同一の当事者が一度閲覧等の許可を得た部分を再度閲覧等する場合には許可を不要とすることや、閲覧等を許可する部分の特定（人訴規則第25条参照）に関し、一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とすること（事前の許可を可能とすること）について、どのように考えるか。

(説明)

1 電子化した訴訟記録（事実調査部分を除く）の閲覧等（本文(1)及び(注)）

第3回会議において、人事訴訟手続においても訴訟記録の電子化（前記2・3）に伴い、民事訴訟手続のIT化と同様に、最高裁判所規則に定めるところによる閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求を可能とすること、また、最高裁判所規則において、①何人も、裁判所に設置された端末を用いた閲覧を請求することができること、②当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所に設置

された端末及び裁判所外の端末を用いた閲覧又は複写を請求することができること、③当事者は、事件の係属中いつでも裁判所外の端末を用いた閲覧又は複写をすることができることを内容とする規律を設けることについて、異論はみられなかった。

2 事実調査部分の閲覧等（本文(2)、（注1）及び（注2））

(1) 裁判所の許可

第3回会議において、人事訴訟の訴訟記録のうち、附帯処分等の審理のためになされる事実の調査に係る部分（事実調査部分）の閲覧等について、当事者又は利害関係を疎明した第三者は裁判所の許可を得た上で閲覧等を行うことができるとの規律を維持し、電子化した事実調査部分の訴訟記録については、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得た上で、最高裁判所規則に定めるところによる閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求を可能とすることにつき、異論はみられなかった。

(2) 電子化した事実調査部分の訴訟記録の閲覧等の方法

第3回会議においては、電子化した事実調査部分の記録についての当事者及び利害関係を疎明した第三者の閲覧等の方法につき、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができることとすること（（注1）①）に関し、異論はみられなかった。

また、当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧等を行うことができることとすることについて（（注1）②）、閲覧等に裁判所の許可を要することとの関係についても議論がされた。現在の実務では、当事者等は閲覧等の請求をする毎にその許可の申立てをし、裁判所は閲覧等を許可する部分を特定してその許可をしている（人訴規則第25条参照）が、当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧等を行うことができるという訴訟記録の電子化のメリットを活かすため、事前に包括的な許可をすることや、許可をする部分の特定の範囲を広げること、また、同じ当事者等に対し一度閲覧等の許可をした部分については、その後はいつでも閲覧等ができるようにすることなどが考えられるといった意見があった。

こうした意見を踏まえ、当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧等を行うことができるようにするための閲覧等の許可の在り方について、引き続き検討することが考えられる（注2）。なお、この問題については、家事事件の記録の閲覧等の許可の在り方と併せて検討することも考えられる。

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

人事訴訟手続における電磁的記録の送達について、民訴法第1編第5章第

4節第3款（民訴法第109条から第109条の4まで）の規定を適用することとすることで、どうか。

(2) 公示送達

人事訴訟手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を適用することとすることで、どうか。

(説明)

第3回会議において、人事訴訟手続における電磁的記録の送達及び公示送達に関し、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、異論はみられなかった。なお、申立て等をインターネットを利用してしなければならない者は、インターネットを利用した送達を受けることについても、義務付けられることとなる（民訴法第109条の4、第132条の11第2項）

なお、人事訴訟手続における公示送達にインターネットを利用する場合については、特にプライバシーに配慮する必要があるといった観点から、通常のキーワード検索では公示事項として表示する情報が引き出されないような方法をとることも考えられるとの意見もあった。

8 その他

(注1) 書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続について、民事訴訟手続の規定を適用することとすることで、どうか。

(注2) 費用額確定の申立ての期限について民訴法第71条第2項を適用することについて、どのように考えるか。

(説明)

第3回会議においては、人事訴訟手続における書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、異論はみられなかった。

そのほか、民事訴訟手続等の一部を改正する法律においては、民事訴訟手続において、費用額確定の申立てに10年の期限を設けること（民訴法第71条第2項）につき規律が設けられており、人事訴訟手続においても、同様の規律とすることが考えられる。

第2 家事事件

1 インターネットを用いてする申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

家事事件の手続における申立て等について、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとするので、どうか。

(説明)

家事事件の手續における申立て等について、民事訴訟の手續と同様に、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることを可能とすることについては、第3回会議において、異論はみられなかった。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

家事事件の手續において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた手續代理人等については、家事事件の手續においても、申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとするもので、どうか。

(注) 家庭裁判所が選任した成年後見人等、未成年後見人、相続財産の管理人（清算人）、不在者財産の管理人等についても、その選任された者として関与する家事事件の手續において、インターネットを用いて申立て等をしなければならないものとする規律を設けるべきとの考え方もある。

(説明)

1 委任を受けた手續代理人等（本文）

民事訴訟手續において委任を受けた訴訟代理人等がインターネットを用いて申立て等をしなければならないことと同様、家事事件の手續において、委任を受けた手續代理人等は、インターネットを用いて申立て等をしなければならないものとするものについては、第3回会議において、異論はみられなかった。

2 本文で挙げた以外の者について

第3回会議においては、委任を受けた代理人等のほかにインターネットを用いて申立て等をしなければならない者についても議論がなされた。

(1) 裁判長が職権で選任した手續代理人

行為能力の制限を受けた者につき裁判長が職権で弁護士を代理人に選任した場合については、家事事件においても、人事訴訟手續における検討（前記第1の1(2)）と同様の検討が妥当すると考えられるが、法律上は、特段の規律を設けないことが考えられる。

(2) 家事事件手續によって裁判所が選任した者

ア そのほか、第3回会議においては、家事事件手續によって裁判所が選任した者、例えば、成年後見人、保佐人及び補助人、さらには未成年後見人のほか、相続財産の管理人（民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）による民法改正後の相

続財産の清算人を含む)、不在者財産管理人等がその選任された者として関与する家事事件手続において裁判所に申立て等をする場合について、申立て等をインターネットによることを義務付けるかどうかについても議論がなされた。

イ この点に関しては、破産手続における破産管財人等に関するインターネット申立て等の義務付けの議論などをも念頭に、裁判所が選任した者については、原則として申立て等をインターネットによらなければならないとすべきであるとの意見もあった。

しかし、他方で、申立て等をインターネットによらなければならないとすると、仮に例外的に書面等の提出による申立て等を認めるとしても、結局、インターネットによる申立て等に対応できるかどうかを選任の際に考慮されることとなり、妥当ではないといった意見などがあった（なお、例えば、成年後見人等には、親族や市民後見人など、法律専門職ではない者が選任されるケースも相当数あると思われる。）。

なお、裁判所が選任した成年後見人等のうち、弁護士や司法書士といった法律専門職の者のみ申立て等をインターネットによることを義務付けるとの意見もあったが、訴訟代理人や手続代理人などと異なり、成年後見人等については特段の資格も要求されていないこととの整合性が問題となる。

2 提出書面等の電子化

(1) 提出書面等の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等をファイルに記録することにつき、次のいずれかの考え方について、どのように考えるか。

【甲案】

家事調停事件及び別表第2に掲げる事項の家事審判事件については、下記(2)の提出書面等の電子化のルールを適用し、提出書面等の電子化の義務を裁判所に課すが、その余の家事事件については、電子化をするかどうかは、裁判所の適切な運用に委ねる。

【乙案】

全ての家事事件について、下記(2)の提出書面等の電子化のルールを適用し、提出書面等の電子化の義務を裁判所に課すが、その義務は、当事者の申出があった場合とする。

【丙案】

全ての家事事件について、(2)の提出書面等の電子化のルールを適用し、提出書面等の電子化の義務を裁判所に課す。

(2) 提出書面等の電子化のルールの原則

ア 原則

裁判所に提出された書面等の電子化のルールとして、次の規律とすることで、どうか。

- ① 申立て等が書面により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、家事事件の手續において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

イ 書面等の電子化の例外に関する規律

書面等の電子化につき例外を設けることについて、次のいずれかの案によるものとするについて、どのように考えるか。

【甲案】

家事事件の手續において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、秘匿事項の届出書面等に記載された事項のほか、次のいずれかの事項であって、裁判所が必要があると認めるものについては、ファイルに記録することを要しない。

- ① 他の者が知ることにより事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれがある事項
- ② 明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名譽を著しく害するおそれがある当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密
- ③ 事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして、他の者が知ることが不適當とする特別の事情がある事項

【乙案】

書面等及び電磁的記録について、民訴法第132条の12及び第132条の13の規定する例外のほかに、例外に関する規律を設けない。

(注) 甲案を採用する場合には、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電磁的記録のうち、甲案の①から③までの事項については、その内容を書面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的記録等から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとし

て最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとするので、どうか。

(説明)

1 提出書面等の電子化の対象事件等 (本文(1))

第3回会議においては、家事事件の特性を踏まえた事件記録の電子化の例外を設けるべきかどうかについても、議論がされた。

家事事件の事件記録についても基本的に全面電子化すべきであるとの意見があったが、他方で、将来的には全面電子化を目指すとしても、提出される書面等(申立書のほか、戸籍謄本等の添付書類の提出を含む。)の電子化のコストなどに比して、電子化のメリットが大きくないと考えられるものについては、提出される書面等の全てを必ずしも電子化しなければならないとするのではなく、必要に応じて電子化することでよいのではないかとの意見もあった。

また、ここでは、飽くまでも提出書面等の電子化の議論をしているところ、例えば、審判それ自体については電磁的記録として保管し、インターネットを利用して閲覧等(審判があったことの証明の発行を含む。)をする必要性は高いが、他方で、その事件において提出された書面等(例えば、戸籍謄本等)をそのまま電磁的記録として保管し、インターネットを利用して閲覧等させる必要があるのか(例えば、戸籍謄本等は、そもそも本来的に行政側において保管されている。)といった問題があり、両者は別個に考えざるを得ないように思われる。

本文(1)は、このような議論を踏まえ、家事事件における提出書面等の電子化の原則につき、検討をするものである。

甲案は、家事事件のうち、民事訴訟と同様に、当事者対立構造にある家事調停事件及び別表第2に掲げる事項についての家事審判事件においては、その記録の電子化のメリット等が高い(記録の閲覧等を容易にするメリットなど)ことに鑑み、これらの事件については提出書面等の電子化を義務付けるが、その余の事件については、対立構造にないものが多く、そもそもインターネットを利用せずに書面等を提出した申立人が、提出書面等につきインターネットを利用して記録の閲覧等をするとは限らないため、提出書面等を電子化しなくとも当事者の利便性を損なわないといったこと等を理由に、書面等の電子化を義務付けられないものである。

乙案は、当事者対立構造にある家事調停事件及び別表第2に掲げる事項についての家事審判事件以外の事件であっても、申立人以外にも利害関係が強い者が存在する事件もあり、家事調停事件及び別表第2に掲げる事項についての家事審判事件とそれ以外の事件とを明確に区別することは困難であることを前提としつつ、他方で、記録の電子化のメリット等が高いかどうかは、実際には、事件ごとに判断するほかない(例えば、裁判所に提出される書面等が主に公的な記録である戸籍謄本等が中心である事件もあると思われる。)とも考え

られること等も考慮し、全ての家事事件について、提出書面等の電子化の義務を裁判所に課すが、その義務を課すのは、当事者（利害関係参加人を含む。家事法第42条第7項参照）の申出があった場合とするものである。これにより、自宅等から記録の閲覧等をしたいと希望する当事者及び利害関係参加人は、その申出をした上で、インターネットを利用して閲覧等を行うことができるものである。

丙案は、全ての家事事件につき一律に、提出された書面等の電子化の義務を裁判所に課すものである。

2 提出書面等の電子化のルールの特則（本文(2)）

(1) 原則のルール

本文(2)アは、民訴法第132条の12及び第132条の13に倣って、提出書面等の電子化のルールを定めるものである（対象事件等については、本文(1)のとおりである。）。

(2) 書面等の電子化の例外に関する規律

民事訴訟の訴訟記録については、民訴法上の秘匿制度の対象となり得る①秘匿決定を求める申立て（民訴法第133条）に際して届出がされた当事者の住所等の秘匿すべき事項、②他の当事者の閲覧等の制限の申出があった場合にその閲覧等が制限され得る当事者の住所等の事項及びその推知事項（民訴法第133条の2）については、紙媒体のまま保管することも許容され得る。

このうち、家事事件においても、上記①については民訴法の規定を準用しており（改正後の家事法第38条の2）、上記①の届出があり得るため、この秘匿事項の届出書面等に記載された事項につき、紙媒体のまま保管することも許容することが考えられる。

さらに、家事事件では、上記②の民訴法の規定は準用していないが、閲覧等の制限に関する規定（家事法第47条第4項及び第5項・第254条第3項）があり、これによって閲覧等の制限の対象となり得る事項については、別途、紙媒体のまま保管することも許容され得る規定を設けることが考えられる。

具体的には、家事法第47条第4項を参考に、特にその情報の管理が問題となる事項につき、別途、紙媒体のまま保管することも許容され得る規定を設けることが考えられる。

甲案は、以上の考えを提案するものであるが、特段の例外を設けるべきではないとの意見もあり得ると思われるため、乙案も提案している。

また、甲案をとる場合には、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電磁的記録のうち、甲案の①から③までの事項については、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録等から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとすることが考えられる。

3 裁判書等の電子化

(1) 裁判書・調書等の電子化

裁判官が作成する審判書その他の裁判書や裁判所書記官が作成する調書などについて、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとするので、どうか。

(2) 家庭裁判所調査官の報告書の電子化

家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果の書面による報告（家事法第58条第3項参照）に代えて、最高裁判所規則で定めることにより、当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができるものとする規律を設けることとするので、どうか。

(説明)

1 裁判書・調書等（本文(1)）

裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などにつき、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとするについて、第3回会議において、異論はみられなかった。

2 家庭裁判所調査官の報告書（本文(2)）

第3回会議においては、家事審判事件の手續において、家庭裁判所調査官が事実の調査の結果を調査報告書によって報告する場合について（家事法第58条第3項）、電磁的記録を作成するものとするについても、異論はみられなかった。

本文(2)は、このような議論状況などを踏まえ、現行法の方法に加えて、調査報告書を電磁的記録によって作成することを認めることを提案するものである。

4 期日におけるウェブ会議・電話会議の利用

(1) 当事者の期日参加等

ア 遠隔地要件の削除

（いわゆる遠隔地要件を削除し、）裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、ウェブ会議又は電話会議の方法によって、家事事件の手續の期日における手續（証拠調べを除く。）を行うことができるものとするので、どうか。

イ 当事者が立会権を有する審問期日

【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、当事者が立会権を有する審問期日における手続についても、ウェブ会議又は電話会議の方法（裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法）によって、その審問期日における手続を行うことができるものとする。

【乙案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、当事者が立会権を有する審問期日における手続については、ウェブ会議の方法（裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法）によって、その期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

(2) 参与員、家庭裁判所調査官及び裁判所技官からの期日における意見聴取等
参与員、家庭裁判所調査官及び裁判所技官からの期日における意見聴取等
について、次のような規律を設けることで、どうか。

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者が参与員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、参与員に家事審判の手続の期日に立ち合わせ、当該期日における行為を行わせることができる。
- ② 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者が家庭裁判所調査官との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、家庭裁判所調査官に家事事件の手続の期日に立ち合わせ、当該期日において家事法第59条第2項の意見を述べさせることができる。
- ③ 前記②の規律は、裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用する。

(注) ウェブ会議・電話会議の方法を利用して、当該調停委員会を組織していない家事調停委員から意見を聴取することができるものとする。どうか。

(説明)

- 1 当事者の期日参加等（本文(1)）
 - (1) 遠隔地要件の廃止

第3回会議においては、家事法第54条が規定する家事事件の期日の手続（証拠調べを除く。）についてのウェブ会議・電話会議の利用に関して議論がされ、遠隔地の要件を削除することについては、当事者が出頭困難なケースは遠隔地であることに限らないことなどから、賛成する意見があった。

(2) 当事者が立会権を有する審問期日

現行の家事法では、遺産分割の審判事件など別表第2に掲げる事項についての家事審判の手続においては、審問の期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、当事者はこれに立ち会うことができるとされている（家事法第69条）。また、現行の家事法では、この期日においても、電話会議を利用することができる。なお、厳格な証拠調べである当事者尋問では、電話会議を用いることができないこととされており、反対尋問（審問期日では、反対尋問の権利自体は法令上認められていない。）等の必要があるケースなどでは、当事者は、その申出をすることができることとされている（家事法第54条第1項、第56条参照）。

第3回会議では、当事者が立会権を有する審問期日については、立会権があることや、そこで心証をとることがあること等を踏まえ、現行法の規定を変更し、電話会議の利用を認めず、ウェブ会議のみの利用を認めるべきであるとの意見があった。もっとも、現行法の規律を変更するだけの理由がないことや、審問の期日といっても、民事訴訟における弁論準備手続と同様に、単に言い分のみを確認するものもあること、電話会議であれば対応できるがウェブ会議に十分対応できる環境を備えていない当事者もいると思われること等を理由に反対する意見もあった。

そこで、現行法の規律を維持し、ウェブ会議又は電話会議の利用を認める甲案と、ウェブ会議のみを認め、電話会議の利用を認めない乙案を提示している。

2 参与員、家庭裁判所調査官及び裁判所技官からの期日における意見聴取等（本文(2)・(注)）

第3回会議においては、家事事件において、現実に出席をしない参与員や家庭裁判所調査官、裁判所技官につき、ウェブ会議・電話会議を利用して、期日において意見を述べるなどの行為（家事法第40条、第59条及び第60条第2項）をウェブ会議・電話会議を利用してすることができるものとするについても議論がされた。

これらの者が期日に立ち会うことについては、当事者の様子を観察することに意義があり、ウェブ会議の利用のみを認めるべきであって、電話会議の利用は認めるべきではないとの意見もあった。他方で、実務上のニーズを踏まえ、必要に応じて、ウェブ会議や電話会議、現実の立会いなどの方法を選択できるようにするのが望ましいとの意見もあった。

ところで、証人尋問においては、現実に出席をしない証人についてはウェブ会議のみを利用することができ、電話会議の利用をすることができないとされているのは、この証人の表情等を観察し、当事者が反対尋問等を実施し、その信用性を吟味するためであると解

される。このような視点でみると、ウェブ会議又は電話会議を利用して関与し、期日に現実に出頭をしていない専門家である参与員や、家庭裁判所調査官、裁判所技官の表情等を、当事者において、観察等をする必要が同様にあるのかが問題となる。

これとは別の視点として、期日に現実に出頭をしていない参与員や、家庭裁判所調査官、裁判所技官が、その意見等を述べる前提として、期日において、(期日に現実に出頭している)当事者等から事情等を聴く際には、必ず、ウェブ会議を利用し、その事情等を述べる当事者等の表情等を見て、観察等をしなければならないとする理由から、期日に現実に出頭をしない参与員や、家庭裁判所調査官、裁判所技官が期日に関与するには、ウェブ会議を利用しなければならないとし、電話会議の利用を認めないとする意見も考えられる。しかし、なぜ、期日の場合にだけ、そのような制約を課すことになるのか、特に、家庭裁判所調査官や裁判所技官は、無方式の事実の調査をすることができ、期日以外でも、無方式で当事者等の事情等を聴くことができる(電話による事情の聴取も当然に許されると解される)こととの整合性が問題になると思われる。

そこで、本文(2)は、ウェブ会議のほか、電話会議の方法によっても、参与員や、家庭裁判所調査官、裁判所技官からの意見聴取等を行うことを認めることについて検討することを提案している。

また、第3回会議では、ウェブ会議又は電話会議の方法を利用して、当該調停委員会を組織していない家事調停委員から専門的な知識経験に基づく意見を聴取することができるものとするについて、賛成する意見もあった。もっとも、この規律を導入するとしても、そもそも意見聴取の方法に制限がなく、特段の規定を設ける必要がないとも考えられる。

5 調停の成立

(1) 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停

当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ調停委員会(裁判官のみで家事調停の手続を行う場合にあっては、その裁判官)から調停が成立すべき日時を定めて提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に合意が成立したものとみなすものとするので、どうか。

(2) 調停調書の送達

調停における合意を記載した調書は、送達【又は送付】しなければならないものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

1 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停（本文(1)）

調停条項案の書面による受諾（現行家事法第270条第1項）について、現行民訴法第264条における受諾和解と同様、当事者の双方が出頭することが困難な場合の調停条項案の書面による受諾に関する規律を設けることについて、第3回会議において、異論はみられなかった。

なお、現行の規律と同様に、調停委員会が当事者の真意を確認することを前提としている（家事規則第131条第2項参照）。

2 調停調書の送達（本文(2)）

家事事件の手續における成立した調停調書について、民事訴訟手續における和解調書と同様、当事者からの送達申請によらずに送達しなければならないものとするのが考えられるが、他方で、家事事件の手續においては、例えば、申立書や審判書についても必要的に送達するものとはされていない（家事法第67条、第74条及び第256条参照）こととの関係や、家事事件の手續における調停調書については債務名義とならないものが一定数含まれること、送達は受送達者との関係で一定の時間を要し、一律に送達によるべきものとした場合には届出期間のある戸籍関係の届出等で簡易迅速な処理の要請に反する場合も生じ得ると考えられることから、一律に送達によるべきものとせず、送付の方法も選択し得るものとするとも考えられる。

6 電子化した事件記録の閲覧等

閲覧等について裁判所の許可を要する現行家事法第47条第1項及び第254条第1項の規律を、基本的に維持し、電子化した事件記録については、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとする。どうか。

（注1）民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱における規律と同様に、電子化した事件記録の閲覧等に関し、最高裁判所規則において、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等の請求をすることができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

（注2）当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧等を行うことができる（（注1）②）ようにするための方策について、どのように考えるか。

例えば、許可の運用の在り方につき、同一の当事者が一度閲覧等の許可を得た部分を再度閲覧等する場合には改めての許可を不要とすることや、閲覧等を許可する部分の特定（家事規則第35条参照）に関し、今後提出されるものも含めた範囲の指定をする（事前に許可をする）ことについて、どのように考えるか。

また、対象となる資料に着目し、申立人等がインターネットを用いて提出することによって裁判所のファイルに自ら記録した資料を閲覧することや、手続代理人が相手方等に閲覧等をさせても問題ないと判断した資料を相手方等が閲覧することにつき、前記のとおり、今後提出されるものも含めた範囲を指定する（これらの資料は事前に許可をする）こと、さらには、法律上、これらの資料については許可を要しないことについて、どのように考えるか。

（説明）

1 裁判所の許可（本文(1)）

現行家事法上、当事者又は利害関係を疎明した第三者による事件記録の閲覧等には、裁判所の許可を要するものとされている（家事法第47条、第254条）。

第3回会議において、基本的に、この規律を維持することとしつつ、事件記録の電子化（前記2・3）に伴い、民事訴訟手続のIT化と同様に、最高裁判所規則に定めるところによる閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求を可能とすることについて、異論はみられなかった。

2 電子化した事件記録の閲覧等の方法（(注1)・(注2)）

電子化した事件記録について、①当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所に設置された端末及び裁判所外の端末を用いた閲覧又は複写を請求することができることのほか、②当事者は、事件の係属中いつでも裁判所外の端末を用いた閲覧又は複写をすることができるようにすることが望ましいという基本的な方向性については、第3回会議において、大きな異論はみられなかった。

もともと、現在の実務では、当事者等は閲覧等の請求をする毎にその許可の申立てをし、裁判所は、閲覧等を許可する部分を特定してその許可をしていると思われるが（家事規則第35条参照）、これを前提とすると、当事者が裁判所外の端末を用いていつでも閲覧等をすることができることにはならないとも思われ、その対応策について、議論がされた。

具体的には、(注2)のとおり、例えば、許可の運用の在り方につき、同一の当事者が一度閲覧等の許可を得た部分を再度閲覧等する場合には改めての許可を不要とすることや、閲覧等を許可する部分の特定（家事規則第35条参照）に関し、一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定をする（事前に許可をする）ことが考えられる。

また、対象となる資料に着目して検討することも考えられる。記録の閲覧等について、当

事者が閲覧等をする場合を含め、裁判所の許可が必要とされているのは、家事事件の記録には、手続に係る者のプライバシーに関わる情報が含まれているため、その秘密を保持する必要があることや、家事調停事件においては、他方当事者を感情的に非難する書面等が含まれることがあり、当然に閲覧等を認めると、当事者の感情をいたずらに刺激し、円満かつ自主的な話し合いという調停手続の機能を損なうおそれがあるといった観点からであるなどとされている。このような視点で見ると、申立人等が裁判所のファイルに自ら記録した資料を閲覧することや、手続代理人が相手方等に閲覧等をさせても問題ないと判断した資料を相手方等が閲覧することについては、このような弊害が少なく、他方で、申立人等の便宜や、円滑な手続運営からすると、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるべきとの意見もある。そして、その方策としては、許可制を維持しつつ、運用として、(前記のとおり、) 今後提出されるものも含めた範囲を指定する(これらの資料は事前に許可をする) こと、さらには、法律上、これらの資料については許可を要しないとする(もっとも、許可制を設けた趣旨と矛盾しないといえるのかなどが問題となり得る) について、検討することが考えられる。

7 送達等

(前注) 家事事件の手続では、送付や相当な方法による告知、通知がされることがあるが、送達はここでいう送付や相当な方法による告知、通知の方法の一つである(送達があれば、送付や相当な方法による告知、通知がされたものと評価される) ことを前提としている。

(1) 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達について、民訴法第1編第5章第4節第3款(民訴法第109条から第109条の4まで)の規定を準用することとすることで、どうか。

(2) 公示送達

公示送達について、民訴法第111条の規定を準用することとすることで、どうか。

(注) 家事事件における公告について、現在の方法(裁判所の掲示場等への掲示・官報)に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないこととすることについて、どのように考えるか。

(説明)

第3回会議において、家事事件における電磁的記録の送達及び公示送達に関し、民事訴訟手続と同様の規律とすることについては、異論はみられなかった。他方、裁判所が行う公告(家

事法第148条第3項及び民法第952条等、家事規則第4条第1項参照) に関し、現行法の方法に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法といったインターネットを利用する方法をとることについては、第3回会議において、官報もオンラインで見ることができることから、官報と裁判所のウェブサイトとの役割分担や、裁判所のウェブサイトに掲載する場合の費用負担の問題も併せて検討する必要があるのではないかと意見があった。

なお、公示送達にインターネットを利用する場合については、特にプライバシーに配慮する必要があるといった観点については、人事訴訟手続の場合と同様(前記第1の7)、引き続き検討することも考えられる。

8 その他

(注1) 書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることで、どうか。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律とすること、また、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対する即時抗告を原裁判所において却下することができることとすることについて、どのように考えるか。

(説明)

1 書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続((注1))

書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについては、第3回会議において、異論はみられなかった。

2 その他((注2))

民事訴訟手続等の一部を改正する法律においては、民事訴訟手続において、費用額確定の申立てに10年の期限を設けること(民訴法第71条第2項)、訴えの提起の手数料の納付がない場合の納付命令を裁判所書記官の権限とすること及びその者において相当と認める訴訟の目的の価額に応じて算出される手数料を納付しないときは申立書却下に対する即時抗告を原裁判所が却下することができるものとする(同法第137条の2)につき規律が設けられている。

これらを踏まえ、家事事件の手続においても、手続費用の額の確定の申立てを10年以内にしなければならないとすることや、申立て手数料の納付がない場合の納付命令を裁判所書記官の権限とすること、また、申立て手数料(民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項、別表第1の15の項及び15の2の項)を納付しないことを理由とする申立書却下に対する即時抗告を原裁判所において却下することができるものとするなどについて、検討することが考えられる。

第3 子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）

子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）について、第2の家事事件に関する検討を踏まえ、これと同様にIT化することで、どうか。

（説明）

子の返還申立事件の審理等については、ハーグ条約実施法に規律が置かれており、その手続のIT化については、家事事件のIT化に関する検討（前記第2）が基本的に妥当するものと考えられ、これを踏まえて検討することが考えられる。